



国際ルール無視の米関税引き上げ 懸念高まる保護主義の連鎖

米国の輸入関税引き上げは、誰も望まない貿易戦争に発展する恐れがある。トランプ大統領の保護主義に歯止めをかける冷静な対応が必要だ。

2018.4

(週刊エコノミスト 2018 年 4 月 10 日号に寄稿した内容を一部変更して掲載しています)

米国のトランプ大統領は 3 月 8 日、通商拡大法第 232 条に基づき、鉄鋼製品とアルミニウム製品の輸入に高関税をかけることを決めた。同 23 日には、米国に輸入される鉄鋼製品に 25%、アルミニウム製品に 10%の関税措置を発動した。情勢は流動的だが、執筆時点(3 月 26 日)で想定される影響を考察した。

日本製の鉄道レールなどに関税

関税引き上げの対象となる製品は、輸出入の際に商品进行分类する世界共通の「HSコード」で決められている。米国は対象の鉄鋼製品を年間約 290 億ドル(約 3.2 兆円)規模、アルミニウム製品を同約 170 億ドル(約 1.9 兆円)規模で輸入している。

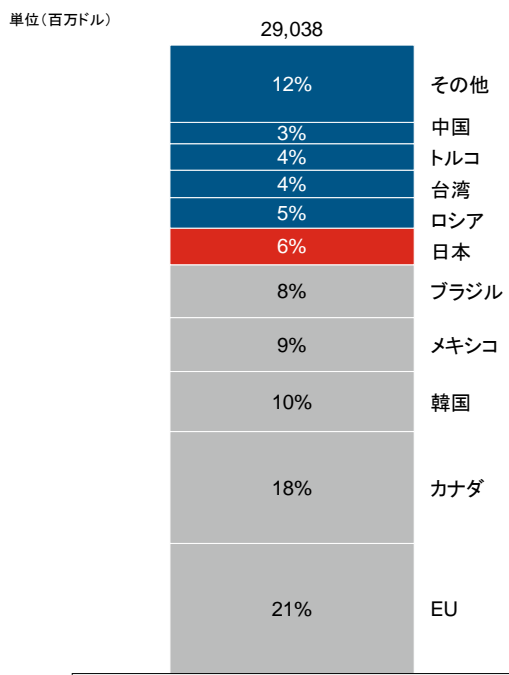
国別では、鉄鋼製品は、欧州連合（EU）が 21%、カナダが 18%、韓国が 10%、メキシコが 9%、ブラジルが 8%、日本が 6%などの順。アルミニウム製品は、カナダが 40%と最も多く、中国 11%、ロシア 9%、アラブ首長国連邦（UAE）8%などが続く。

ただし、措置発動前日の 22 日、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、メキシコ、EU 及び韓国からの輸入については、少なくとも 5 月 1 日までは対象から除外すると発表された。

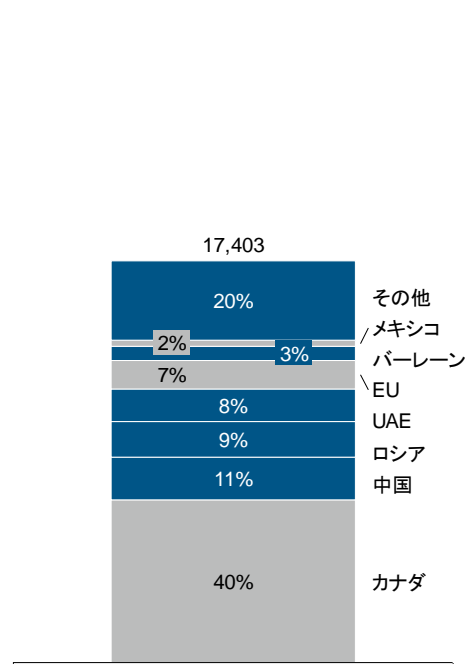
これらの国を除くと、措置の対象となる鉄鋼製品は日本からの輸入が最も多い。その規模は年間約 17 億ドル（約 1,900 億円）に上る。25%の関税が課されると、単純計算でも日本からの輸出品には約 475 億円の関税を余計に支払う必要が生じる。今回のトランプ氏の決定が、日本企業にも大きな影響を及ぼすことが分かる。

中でも、貿易額が特に大きいのが鉄道レールや鉄製パイプなどだ。日本政府も、日本企業を対象から除外するよう申し入れていたが、今のところ受け入れられていない。

関税引き上げの対象となる
米国の鉄鋼製品の輸入額
(2017年)



関税引き上げの対象となる
米国のアルミニウム製品の輸入額
(2017年)



出所: 米国センサス局のデータを基にデロイト作成

中間選挙を意識したトランプ大統領の強硬路線

米通商拡大法は 1962 年に成立。米商務省による調査の結果、調査対象製品の輸入が「米国の安全保障に対する脅威である」と判断された場合に、大統領の権限で「是正措置」を発動できる。

商務省は今回、トランプ氏の指示に基づき 2017 年 4 月に調査を開始、2018 年 2 月に「鉄鋼、アルミニウム製品の輸入は安全保障上の脅威である」とする調査結果を公表した。

同法に基づきこれまで 26 件の調査が行われてきたが「一方的な措置」を禁止する世界貿易機関(WTO)のルールに違反する可能性もあり、措置の発動に踏み切った事例はほとんどない。同法に基づく輸入制限措置を発動するのは 82 年以来 36 年ぶりだ。EU や中国は、米国に対し、「米国が輸入制限を行ったら対抗措置を発動する」と警告する。米国内でも、輸入価格高騰による産業界への影響や、日用品や自動車など最終製品への価格転嫁が消費者に与える影響が懸念されている。上下両院の議員や産業界などからも反対の声が多くあがっていた。

こうした反対を押し切り、トランプ氏は関税引き上げを決定した。トランプ氏は関税引き上げにより米国内の閉鎖された工場が再び稼働し、新規雇用が増えると主張している。11 月に予定される中間選挙を強く意識した結果にほかならない。

トランプ政権内にも反対する声があった。経済政策の司令塔と呼ばれた国家経済会議(NEC)のコーン委員長は、「報復措置を招き、米国のためにならない」として、最後まで発動に異議を唱えていた。コーン委員長は、トランプ政権が措置を発表した直後に辞任した。そして翌週、同じ「国際協調派」とされるティラーソン国務長官も更迭された。

こうなると今後のアメリカの通商政策は、ロス商務長官やナバロ通商製造業政策局長など、トランプ氏と似た「保護主義」志向の高官による強引な政策が加速する可能性が高い。

鉄鋼、アルミニウム製品への関税引き上げから間髪を入れずトランプ政権が打ち出したのは、中国の「狙い撃ち」だ。使われた米国国内法は通商法 301 条だ。米国に対して不当な貿易制限などを行う外国政府に対し、輸入制限など対抗措置を発動する仕組みだ。

トランプ政権は、この措置を担ぎ出すため、米国の企業が中国に進出する際に技術情報や知的財産権の移転が中国政府から不当に求められているという点を挙げる。対抗措置として中国からの輸入品に 25%の関税を課すと発表している。対象となる輸入の総額は最大で 6 兆円規模の見込み。

通商拡大法 232 条と通商法 301 条の違いの一つは、措置発動の条件にある(表)。232 条の発動条件が「輸入が米国の安全保障を脅かす」のに対し、301 条は「米国に対する不当な貿易制限等」である。

米政府が発動できる措置にも違いがある。232 条では関税引き上げなど輸入制限が中心なのに対し、301 条は輸入制限措置に加えて投資制限や入国制限などの措置を発動できる。とはいえ、いずれも米国政府の判断に基づき「一方的に」発動するものであり、WTO のルールに違反する可能性が高い点は共通する。

通商拡大法232条と通商法301条の主な違い

| | 通商拡大法232条 | 通商法301条 |
|---------|----------------|--------------------------|
| 調査主体 | 商務省 | 通商代表部(USTR) |
| 発動条件 | 輸入が米国の安全保障を脅かす | 米国に対する不当な貿易制限等 |
| 発動できる措置 | 関税引き上げなどの輸入制限 | 関税引き上げなどの輸入制限、投資制限、入国制限等 |

日本の役割

EUは3月16日、米国に対する対抗措置案を公表した。米国からEUに年間28億ユーロ(約3,500億円)規模で輸入される製品に対して最大25%の関税をかけるものだ。スウィートコーンや米、タバコ、繊維製品、鉄鋼製品などが対象だ。

中国は当初、鉄鋼、アルミニウム製品の関税引き上げには冷静だった。だが、米国が301条に基づき、中国を「狙い撃ち」にする措置を発表した直後に対抗措置案を公表した。いずれも、発動すれば、米国企業にとって大きな負担になる。くしくも、トランプ大統領が関税引き上げを決定した3月8日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の加盟11カ国が、米国を除く「TPP11」協定(正式名称は「CPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)」)に署名した。

TPP11は当初、2019年中の発効を目指していたが、米国の輸入制限に自由貿易での対抗軸を打ち出すため、発効を2018年に前倒しする動きがある。国際ルールから外れた米国の一方的な措置が、国際社会にまかり通ることを許すべきではない。国際ルールに沿えば、各国は米国に対して対抗措置を発動することが妥当と言えるケースがあるかも知れない。しかし、対抗措置を発動することで、保護主義が連鎖し、「貿易戦争」を引き起こすような事態は誰も望んでいない。

TPP11をまとめ上げた日本のリーダーシップに対する期待は大きい。国内の政局をよそに、グローバル情勢は平穏ではない動きが進んでいることに目を向けるべきだろう。

著者



羽生田慶介 / Hanyuda, Keisuke

デロイトトーマツ コンサルティング 執行役員 / パートナー
レギュラトリストラテジー リーダー

経済産業省で日 ASEAN 経済連携 (EPA) 交渉に従事した後、キヤノン、A.T. カーニーを経て現職。経営戦略・事業戦略の豊富なコンサルティング経験と規制制度に関する深い理解を背景に官民のルール形成やロビイング支援に注力している。多摩大学 ルール形成戦略研究所 副所長 客員教授。



福山章子 / Fukuyama, Ayako

デロイトトーマツ コンサルティングレギュラトリストラテジー
シニアアソシエイト

経済産業省 (通商政策局、産業技術環境局) を経て現職。主に WTO 交渉、WTO 紛争、アジア諸国との相互承認協定 (MRA) 交渉に従事。日経ビジネスオンライン『NA FTA 再交渉、「近代化」が第一の目的』等に寄稿』等国際通商動向に関する執筆、講演多数。

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

レギュラトリストラテジー

執行役員 パートナー 羽生田 慶介

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに通称な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.